

江 西 法 第 8045 号
令 和 4 年 3 月 18 日

東京都新宿区西早稲田 2 丁目 1 番 17 号

プレミアムトレジャース株式会社

代表取締役 新福 高男 殿

江東西税務署長 西袋 寿彦



発 泡 酒 製 造 免 許 通 知 書

令和 4 年 2 月 9 日付で申請のあった東京都江東区千田 21 番 2 建物 1 階（別紙図面に記載の
発泡酒製造場の位置）の発泡酒製造免許については、令和 4 年 4 月 1 日付で免許しました
から、酒税法第 21 条の規定により通知します。

江 西 法 第 8044 号
令 和 4 年 3 月 18 日

東京都新宿区西早稲田 2 丁目 1 番 17 号

プレミアムトレジャース株式会社

代表取締役 新福 高男 殿

江東西税務署長 西袋 寿彦



ビ ー ル 製 造 免 許 通 知 書

令和 4 年 2 月 9 日付で申請のあった東京都江東区千田 21 番 2 建物 1 階（別紙図面に記載のビール製造場の位置）のビール製造免許については、下記条件を付けて、令和 4 年 4 月 1 日付で免許しましたから、酒税法第 21 条の規定により通知します。

記

製造する酒類の範囲は、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成 29 年法律第 4 号）附則第 35 条第 1 項の規定により製造免許を受けたものとみなされたビール（改正前酒税法第 3 条第 18 号の規定に該当する酒類で、麦芽、ホップ、水及び一定の副原料を発酵させたもの、又はこれにホップ若しくは一定の副原料を加えて発酵させたもので、次に掲げる条件をいずれも満たすもの。）に限る。

- 1 原料中麦芽の重量がホップ及び水以外の原料の重量の合計の 100 分の 50 以上のもの。
- 2 使用した果実（乾燥したもの若しくは煮つめたもの又は濃縮した果汁を含む。）及び一定の香味料の重量が麦芽の重量の 100 分の 5 を超えない（使用していないものを含む。）もの。